

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和4年4月21日(木)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後2時34分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 岩 渕 典 仁	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 千 田 良 一	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	主任主事 伊藤悠子			
紹介議員	なし			
参 考 人	なし			
出席説明員	なし			
本日の会議に付した事件	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書案について ・請願審査 請願第1号 居住地区(団地)における治水に関する請願 請願第2号 「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願 請願第3号 水田活用の直接支払交付金制度に関しての意見書提出を求める請願			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和4年4月21日

(開会 午後1時30分)

委員長 : ただいまの出席委員8名であります。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、御案内のとおりであります。

まず最初に、意見書案についてを議題とします。

4月14日の委員会において、全会一致で当委員会から、水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書については、請願者の要望、検討事項を踏まえて作成することと確認をしておりましたので、本日はその意見書案について、協議いたします。

本日、意見書の案を委員の皆さんにお配りしておりますので、暫時休憩してそれぞれ確認をしていただきたいというように思います。

暫時休憩いたします。

(休憩 : 13 : 31~13 : 43)

委員長 : それでは再開いたします。

意見書案に目を通していただいたということで、意見書案について意見交換を行います。

齋藤委員。

齋藤委員 : 今回、提示いただいた意見書案で、農家の方々が一番心配しているのが、5年間の水張り要件です。

これが、かなりハードルが高いということでもあります。

それからもう一つ、3万5000円から1万円に永年生牧草のほうは減額になること。

これも大体、一反歩当たり1万円くらいで借りているのだそうです。

ですので、1万円に下がれば水田の賃料で終わってしまうので、もうそこは耕作しない、借りている農家に返却するということになってしまっていて、耕作放棄地が相当増えるだろうという懸念もあります。

これは全国的にそういった調査があります。

あとは、戦略作物、飼料用米です。

これもあくまで補助金があったからやっているだけのことであって、半分になればもうやらないという農家があります。

飼料用米というのは、ひとめぼれとかそういった米の品種を飼料用米にすることもできます。

その品種は特に問いません。

ただそれでは収量が上がらないので、その飼料用米には量が取れる、米粒が大きくてあまりおいしくないようなものになっている、そういった農家もありますし、そういった補助金がなくなるのであれば、あえて飼料用米を作る必要性もなくなるということです。

その辺は、現行を維持するというように求めていくべきではないかと私は考えます。

隣の平泉町では3月会議で同じような請願がありまして、平泉町では水田活用の直接支払交付金の見直しを中止されるよう強く求めますということで、これで採択になっているのです。

見直し案に青木平泉町長も大分憤慨していたということです。

青木町長も牛を飼っていて、米を作って牧草をやっているという農家でもありますので、そういったこともあったのかというようには考えていますけれども、平泉町は見直しの中止ということで、市議会と言えば両磐地区農民組合連合が出した請願と同じような内容で採択になったという経過がありますので、最低でもその水張り要件は除外すること、牧草の3万5000円から1万円に切下げと、戦略作物助成の単価の切下げも行わないというのは、最低限求めていく必要があるのではないかなと私は考えます。

以上です。

委員長：意見書の中でいうと、どの部分をどのように修正するかもし案があれば、お示しをいただきたいと思います。

齋藤委員。

齋藤委員：記の1で、5年間で一度も水張りを行わない農地についてですが、これについては要件に含めないというか、見直しをしないというような内容に改めたらいいのではないかなと考えます。

3の上のほうの後ろから、戦略作物助成についての見直しは行わないこと、そういったところであります。

委員長：最初の、要件のところなのですからけれども、案としては、実態を十分に把握し、地域の事情に合った要件にすることというような表現にしているのですけれども、これについては、これでは不十分だという表現だということですが、齋藤委員が言っ

たような意味も含まれていると捉えているところですけどもいかがですか。

千田恭平委員。

千田（恭）委員：今委員長がおっしゃったような解釈もあると思いますが、やんわりした言い方にするか、分かりやすくずばり言うかということだと思っております。

今言ったようなことを考えると1の最後の部分、例えばこの、実態を十分に把握し、地域の事情に合った要件にすることという部分を、再考すること、というように表現すれば、片や中止という意見もある中で、再考することが間を取った言い方というか、分かりやすいのかなと思いますし、それから齋藤委員がおっしゃったように3の最後の部分で、水田の多年生作物についてですが、賃貸借契約の継続にも影響を及ぼすことから、戦略作物助成の見直しについては、例えば、現行の水準を維持することとか、そういった形にすれば分かりやすいかなというように考えます。

見直しについては現行の水準を維持することと、あとはそのままでもいいかなと思います。

委員長：そうしますとこの営農計画等を十分に検討する期間を設けることというのはいらないという解釈となりますか。

千田恭平委員。

千田（恭）委員：いらないという解釈です。

委員長：確認しますが、これは国の予算が決まる前の話では現行水準というのですけれども、もう既に新たな制度のため、現行水準という表現はそぐわないようです。

国会を通っている制度を、戻すという表現ではなく、やはりここに経過措置とか、要するに令和4年度いきなりではなくて経過措置、計画期間というもの設けると。

いきなり新しい制度というか、制度の厳格化をするのではなく、令和3年度の水準をある程度経過措置として引っ張っていくというその辺の表現の仕方で、期間を設けるというか、検討する期間を設けるという表現です。

千田良一委員。

千田（良）委員：1から4までの表現はみんなそれぞれあろうかと思うのですけれども、思っても大体共通の認識が合っていて、私はこの文案で十分にそここのところは盛り込まれているという捉え方ができるので、これでいいのではと思います。

先ほどの話で、もう年度を越えてしまったと、あるいは平泉町の話もあったけれども2月の段階の話だという時間的なこともあるので、そういうことを考えればこれでよしいかなと、そのような思いであります。

以上です。

委員長　：岩渕委員。

岩渕委員：賛同します。

今の千田良一委員の意見に賛同して、やはり経過としては今4月ですので、現状の中で決まっているところから我々岩手県の実情をどのように反映していくかというところだと思いますので、意見書としての最大の現状としては現在の案でよいかというように思います。

委員長　：ただいま、お2人からそのような意見がございましたが、先ほど千田恭平委員から、1については実態把握のところを、再考を求めるといような表現にしたほうがいいということなのです。

それから、3番目の現行水準という御意見があったわけですが、ただいまほかの委員の意見を聞いて、どのようにするか。

全会一致で意見書案をまとめたというように思っていますので、全員が賛成できるような形に持っていきたいなと思っています。

齋藤委員の発言も含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

岡田委員。

岡田委員：やはり1についての最後の文言については、農事組合法人の方の意向もあるので、再考することという文言に変えたほうが、私もいいと思います。

それと3については、やはり農家の方々が離農しないような、営農を継続できるような思いの意見書でなければ意味がないと思いますので、現行の水準を維持することというのは引上げも含め検討してほしいということになると思うので、そういう文章にするのがいいのではないかと思います。

委員長　：1についての再考という捉え方ですが、農事組合法人おくたま農産から出たのは、要するに新しい制度が発足する前の意見ですので、4月に入って制度が始まる前のどうするかという段階での内容だったのですけれども、4月から新しいとか、厳格化したという中での表現からいうと、先ほど千田良一委員、岩渕委員から出たこの案のとおりでいいかという発言も分かりやすいというような、国に届く内容になっているのかなというように思っておりますが、その辺についてどうでしょうか。

小山委員。

小山委員：私も地域の事情に合った要件にすること、と内容は再考することなのだけれどもやんわりと訴えたほうがいいのではないかと思います。

あと3番のほうは、この案でいいのではないのでしょうか。

委員長：3番、4番については示した案のとおりでよいという意見があるわけですが、問題は1番目の再考にするか、地域の事情に合った要件にするかというような表現で、どちらが要するに国に通じるかというような選択になるかと思います。

千田良一委員。

千田(良)委員：1番の実態を十分に把握し地域の事情に合った要件にすることということ、もう一つは再考することという2つなのですが、実態を十分に把握し地域の事情に云々というのは、これは今回そのように決まったけれども、やはり地域の実情があるからもう1回要件とかそういうものを考えてくれないかという、そういう内容です。結局もう1回考えてほしいというのと同じですよ。

そういうことを考えると、内容的には先ほど言ったように、みんなの思いは私は違っていないと思うので、先ほどのでいいのではないかという話でした。

私はそのように思います。

委員長：千田恭平委員。

千田(恭)委員：小異を捨てて大同に就きますよ。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：追加ですが、事実として5年間の水張りに関して農林水産省が今回の国会の中で何を言っているかということ、農林水産省自体も、今後5年間で様々な調査を行うことを明言しているわけです。

ですから、それ自体も再考することということになると、何を再考するかがちょっと分からなくなってしまうので、今回のような地域の事情に合った要件にすることのほうがすごく明確なのかなというように思いますし、再考という定義がちょっと今の段階では非常に曖昧なところがありますので、原案のとおりでいいのかなというように思います。

委員長：今、表現、ニュアンスのところ、方向性としては皆さんの意見はまとまっているように思いますが、先ほど齋藤委員がおっしゃったところについてはどうですか。

齋藤委員。

齋藤委員：今、岩淵委員からもその調査するというお話だったのですけれども、それは見直しする、しないにかかわらず当然やっていくべきです。

今回1番目で問題にしているのは水張り要件をどうかということに特化しているので、どちらがいいのかということなのでしょうけれども、いずれこの農家から聞いてもこの水張り要件が1番懸念材料になっているので、牧草は牧草でもちろ

ん重要な問題ではありますが、私の調査の中ではその水張り要件だけが何とかならないものかという、そういう声が寄せられています。

そういった分を含めると、この原案のとおりというところとちょっと弱いかなどというところで、私としては再考することが妥当なのではないかなというようには思います。要するに、水張り要件の除外はするなということです。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：この文案で、今、齋藤委員がお話しになった水張り要件が一番最初に出てきているわけです。

ですから水張り要件というのは、今お話しのように農家の人たちの一番最初にあることだと思うのです。

それを考えたときに1番目にそれに触れているので、それでいかがでしょうかね。説得する立場でもないのだけれども、委員間討議もいいのではないかと思って。

委員長：暫時休憩いたします。

（休憩 14：03～14：11）

委員長：休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、意見書案については十分議論していただきましたので意見交換はこの程度といたします。

意見書の案の内容については、ただいまの協議のとおり、お示しした案とすることで御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：御異議ありませんので、さよう決定しました。

なお、誤字、脱字、文言等の整理については、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、そのように取り計らいます。

以上で、意見書案についてを終了いたします。

委員長：次に、請願第2号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願についてを議題とします。

それでは、皆さんから御意見を頂戴したいと思います。

岡田委員。

岡田委員：請願の趣旨の内容にあります、今後5年間に1度も水張りが行われない水田について、2026年度以降交付対象としないということや、多年生作物、牧草に対しても、これまでは10アール当たり3万5000円を交付されていたものが、2022年度からは収穫のみの場合は1万円になるというような、農家に大きな減収をもたらすものということが明らかにされております。

やはりこれを実施されないように請願事項となっている、水田活用の直接支払交付金の見直しは行わないことというのは、やはり営農を継続するために、農家の方々の離農を加速させるような対応では当市としては第一次産業としてやっていくためには請願事項については妥当だと思いますので、賛成いたします。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：私は、請願趣旨に関しては本当にこのとおりだと、今までの議論の中でもしてきたかなというように思っております。

ただ現在、令和4年度がもう始まっていて、水田活用の見直しが国会のほうでは採択をされている状況が一つと、請願趣旨は先ほど言いましたように賛同するのですが、その請願の趣旨とこのタイトル、そして請願事項の整合性が不十分ではないかなというところがあります。

請願に関して言えば妥当性、実現性ということがありますが、今回のこの請願趣旨とタイトルの部分がちょっと違うのかなというように思います。

具体的には、水田活用というのは今回の制度というのは全国一律の国の制度でありまして、水田活用自体は新しい制度も実はありまして、拡充されている水田リノベーション事業であったりとか、それに対する対象作物が増えたり、あと助成単価が増えたりとか、全国の中でこの制度で、令和4年度が既に始まっていて、かつ、これにのっかって始まっている制度でありますので、それを現在の段階で中止という言葉を使うと、この一番大切なこの請願趣旨、そして先ほど検討した意見書が、逆に整合性が合わなくなったり逆に反映されなかったりしますので、私としては趣旨に関しては理解できるのですが、このタイトル、請願事項の整合性が合わないことということで、採択は私としては不十分というように考えております。

以上です。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：今、岩淵委員が発言した内容、趣旨が妥当だと思いますので、岩淵委員の意見に賛同いたします。

委員長：小山委員。

小山委員：私も、実際田んぼを貸しておりました。

そしたらこういう状況になったので、返還されました。

そういうことで今、それを見直しして水田にしようかということでは、内容的には水田活用の直接支払交付金はスタートしておりますので、中止というのはちょっとなじまないのではないかと考えています。

委員長：賛成しかねるということですね。

千田恭平委員。

千田（恭）委員：タイトルには中止という文言がございますが、請願の趣旨を見れば、趣旨は妥当だと思います。

そして、請願事項については1行、「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないことということですので、趣旨と請願事項を見れば中身については私は妥当だと、ただ既に4月から新年度がスタートしておりますので、タイトルはやや違和感がありますが、採択か不採択かの二者択一で言えば、私は採択すべきものというように考えます。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：結論から言うと、私は採択すべきものだと考えます。

理由は、先ほどもお話があった水張り要件が資料を見ると平成29年度から設けられていました。

何でこれが今まで運用されなかったのかというのは、やはりいろいろな農業団体の運動で運用をストップかけてきたという経過がありますので、既に令和4年度はスタートしていますけれども、だからといっていいではなくて、やはり自治体からの反対の声とか見直しの声を上げていくことによってその運用をストップさせる一定の効果は私はあると考えています。

岩淵委員が言うプラスになる部分というか充実している制度もあります。

ただ、その中でこの水田農業高収益化推進助成というのがありますけれども、この子実用とうもろこし支援、1反歩1万円とあるのですが、実は機械をそれなりにそろえないと、初期投資が大きすぎて個人ではまず無理、農業法人でもできるところ、できないところがあると伺っています。

そういった意味でここをカットしたからどれだけ大きい影響が出るかという、それほど出ないのではないかなというように考えます。

そういった意味で水張り要件とか牧草の要件の見直し、交付単価の見直しといっ

たもの考えると、当市にもかなりの相当の影響が出ると懸念しますので、私は採択すべきものだと考えます。

以上です。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤委員：宮城県では、種をまいて刈取りをすれば3万5000円もらえるということから、耕起をしないで今までどおりの牧草地、一反歩当たり2キログラムの種をまくと今までの牧草が残っていますから、収穫は可能となるので3万5000円の申請をするという情報を得ているのですが、齋藤委員、何か聞いていませんか。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：それは未確認であります。

一関市でいうと、実際農家から聞いたのは、春にまいて秋までに1回収穫をすればいいということなのですが、その2年越しに収穫しても3万5000円は払うということをして市のほうに確認はしたと。

きちんとした牧草が取れるには1年近くかかりますので、それまではよしとするというような話は伺っています。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：私はどちらかというと、見直しを中止してほしいという考えです。

今までどおりでいってほしいという気持ちは強いです。

委員長：ほかになれば、御意見も尽きたようですので採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、これより採決を行います。

請願第2号、「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める請願を採択することに賛成者の挙手を願います。

(「賛成者挙手」)

委員長：挙手多数です。

よって、請願第2号は採択すべきものと決定しました。

ただいまの審査の報告については、正副委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

以上で、請願第2号の審査を終わります。

次に、請願第3号、水田活用の直接支払交付金制度に関しての意見書提出を求める請願についてを議題とします。

それでは皆さんから御意見を頂戴したいと思います。

千田恭平委員。

千田(恭)委員：この請願者の方々は、一関市内で農業を営んでいる団体の方々2つの法人でございます。

昨年の12月に国のほうからこの活用の見直しが提出された後に危機感を抱いて、地元の方々が法人中心に集まって、国会議員なども同席した中で、意見を発表して、今回請願に至ったというように理解しております。

請願者からも、代表の方から直接お話をいただきましたし、また、その後も持ち帰って出されたという請願だと理解しております。

地元の農家の本当に悲痛な声がこの中に集約されておりますし、関係機関へ意見書を提出されるようお願いするという請願ですので、私は妥当と考えますので採択すべきものと考えます。

以上であります。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：先ほどの請願と同じように、この請願の妥当性、実現性というところではありますが、請願趣旨も先ほど千田恭平委員からもありましたように、これは地元の現場の声だというように思いますし、趣旨に関しても賛同をするものであります。

そしてタイトルと下に記載することに関しても、これが出された時期が2月14日の思いではありますが、内容についても採択すべきではないかなというように思っております。

委員長：小山委員。

小山委員：今2人から話されたように、現場に即した状況を出しているということでは、この請願には賛成します。

委員長：岡田委員。

岡田委員：この請願審査の中でも、令和4年度から政府が示してきた内容について除外される農家がいるということで、大きな危惧を抱いて請願に至ったということから見ても、私もこの請願趣旨、請願事項について賛同いたします。
よって、採択すべきと思います。

委員長：齋藤委員。

齋藤委員：私も採択すべきものと考えます。
現場から出された悲痛なる訴えというか、そういったものと私は見えています。
よって、採択すべきものであると考えます。
以上です。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：齋藤委員と同じく、採択すべきものと思います。

委員長：千田良一委員。

千田（良）委員：この請願書全体に賛同できるものであり、採決すべきものと考えます。
以上です。

委員長：ありがとうございます。
それでは御意見も尽きたようですので、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長：異議ありませんので、これより採決を行います。
請願第3号、水田活用の直接支払交付金制度に関する意見書提出を求める請願を採択することに賛成者の挙手を願います。

（「賛成者挙手」）

委員長：挙手満場です。
よって、請願第3号は採択すべきものと決定しました。
ただいまの審査報告については、正副委員長に御一任をいただくことに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんのでさよう決しました。

以上で、請願第3号の審査を終わります。

次に、請願第1号の居住地区(団地)における治水に関する請願についてを議題とします。

それでは意見交換を行います。

暫時休憩いたします。

(休憩 : 14 : 31~14 : 32)

委員長 : 再開いたします。

それでは、改めて意見交換を行いたいと思います。

千田恭平委員。

千田(恭)委員 : ただいま休憩中に委員長から若干お話がございましたが、紹介議員を通じて、地域の実情等について再度御報告をいただいて、その後また調査の継続ということによろしいのではないかなと思います。

委員長 : そのほかにございますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、意見交換はこの程度といたします。

ただいま千田恭平委員から御意見があったとおり、継続して審査することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

以上で、請願第1号、居住地区(団地)における治水に関する請願について、本日の審査を終わります。

以上で、本日の案件は終了しました。

次に、委員の皆さんから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で本日の委員会を終了します。
御苦労さまでした。

(閉会 午後2時34分)